

本利用規約（以下「本規約」といいます。）は、

**Red Anchor Trading Corp.**（以下**発行元**）が提供する“HoToKeN”（以下HTKNという）のICO段階でのビットコインとの交換をする取引（以下「本交換取引」という）において、交換を行われる皆様（以下「交換者」といいます。）に遵守して頂かなければならない事項、及び、当発行元交換者との間の本交換取引における権利義務関係に関する取り決めを行うものです。本交換取引を行われる方は、本規約に同意する前に、必ず全文をお読みくださいますようお願い致します。

#### 第1条（適用）

本規約は、本交換取引に関する**発行元と交換者**との間の権利義務関係を定めることを目的とし、発行元と交換者との本交換取引に関する一切の關係に適用されます。

#### 第2条（HTKNの交換）

**交換者は、発行元指定の交換プロセスに従って、本交換取引を行うものとします。**

#### 第3条（登録）

- 1 交換者は、本規約を遵守することに同意し、かつ**発行元の定める一定の情報（以下「登録情報」といいます。）を発行元の定める方法で発行元に提供することにより、発行元に対し、交換者の登録を申請しなければなりません。**
- 2 前項に定める登録の完了時に、本規約に従った権利義務関係が発行元と交換者との間に発生し、交換者は発行元の定める方法で本交換取引を行うことができるようになります。
- 3 本条第1項に基づき登録を申請した者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合、発行元は登録を拒否することができるものとします。
  - （1）発行元に提供された登録情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
  - （2）20歳未満の場合
  - （3）反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っているとして発行元が判断した場合
  - （4）その他、発行元が登録を適当でないと判断した場合

#### 第4条（交換時期・交換価格）

- 1 HTKNの交換時期については、HTKNオフィシャルサイト（<https://www.hotoken.io/>）において公開します。また、申込時に交換者が登録したメールアドレスにも通知される。
- 2 HTKNの交換については、ビットコイン1に対して85000HTKNの交換率でおこなう。

#### 第5条（注文のキャンセル、返品・BTCの返還について）

交換者は、全てのHTKN交換の注文はキャンセルすることはできません。また、交換者の都合によるHTKNの返品及びBTCの返還請求はお受けできません。

#### 第6条（保証の否認及び免責）

- 1 発行元は、HTKNに関連するサービス、並びに、HTKNの価値、機能、使用先及び用途につき如何なる保証及び如何なる責任（瑕疵担保責任を含みます。）も負うものではありません。

2 発行元は、HTKN の公開、流動性（HTKN からビットコインその他の暗号通貨ないし日本円、米ドル等の貨幣への交換可能性）について、いかなる意味でも保証するものではありません。

3 交換者は、本交換取引の実施及び HTKN の利用が、交換者に適用のある法令（刑法 185 条乃至 187 条を含む。）、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、発行元は、交換者による本交換取引の実施及び HTKN の利用が、登録ユーザーに適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。

4 発行元は、本交換取引又は HTKN の利用に関して交換者及びその他第三者に直接的又は間接的に発生した損害について、一切賠償責任を負いません。

5 本交換取引又は HTKN の利用に関連して、交換者と他の交換者又は第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、交換者の責任と費用において処理及び解決するものとし、発行元はかかる事項について一切責任を負いません。

6 発行元は、本交換取引の中断、停止、終了、利用不能又は変更、交換者の情報の削除又は消失、交換者の登録の取消、本交換取引の実施によるデータの消失又は機器の故障若しくは損傷、その他本交換取引に関連して交換者が被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとし、

7 発行元は、システムの異常によってなされた本交換取引を取り消すことができます。その際、発行元は、当該取消その他発行元のサービスに関連して登録ユーザーが被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとし、

8 発行元は、HTKN に対する法律、政令、法令、規則、命令、通達、条例、ガイドラインその他の規制（以下「法令等」といいます。）若しくは関連した消費税を含む税制の将来の変更により交換者に損害が発生した場合であっても、交換者に生じた一切の損害を賠償する責任を一切負わないものとし、

9 発行元は、HTKN に対する法令等若しくは関連した消費税を含む税制の将来の変更が過去に遡及した場合に、これにより交換者に損害が発生した場合であっても、過去に遡って損害を賠償する責任を一切負わないものとし、

#### 第 7 条（サービス内容の変更・停止・終了等）

1 発行元は、下記のいずれかの事由があるとき、交換者へ事前に通知することなく本交換取引及び発行元システムの利用の全部あるいは一部の提供を中断及び停止することがあります。それにより交換者や第三者が損害を被った場合でも、発行元は一切の責任を負いません。

（1）発行元又は発行元指定の第三者が発行元システムに関する設備の点検・保守その他工事を定期的・緊急に行う場合

（2）発行元システムに関する設備の障害又は故障が発生した場合

（3）地震、洪水、津波等の自然災害、戦争、動乱、暴動、停電その他の不可抗力が発生した場合

（4）司法、行政機関等しかるべき機関の要請・命令による場合

（5）その他運用上、技術上の理由により発行元が必要と判断した場合

2 発行元は、HTKN の ICO 交換を交換者へ事前に通知することなく、変更、中断、又は終了する事があります。それにより交換者や第三者が損害を被った場合でも発行元は一切の責任を負いません。

#### 第 8 条（禁止行為）

交換者は、本交換取引の実施並びに発行元システムの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。

（1）マネー・ロンダリング（資金洗浄）行為。

（2）架空人物、他者へのなりすまし、同一人物・同一法人による複数アカウントの所持などの行為。

（3）本規約に違反する全ての行為

- (4) 公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為
- (5) 犯罪的行為、不法行為、又はそのおそれのある行為
- (6) 他の交換者若しくは第三者に不利益を与える行為、又はそのおそれのある行為
- (7) 本交換取引に関する発行元のサービスの運営を妨げる行為、又はそのおそれのある行為
- (8) 発行元若しくはHTKNの信用を毀損する行為、又はそのおそれのある行為
- (9) 発行元若しくは第三者の知的財産権、名誉、プライバシーその他第三者の権利又は利益を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
- (10) 上記各号に定める行為を幫助又は教唆する行為
- (11) その他、発行元が不適切と判断する行為

#### 第9条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

#### 第10条（マネー・ロンダリング等の法令遵守）

交換者は、マネー・ロンダリング、賭博、賭博場開張、若しくは博徒結合、又は、富くじの発売、富くじ発売の取次ぎ、若しくは、富くじの授受等の法令違反をしないものとし、日本国及び韓国及び国際法等の一切の法令を遵守する義務を負うものとします。

#### 第11条（反社会的勢力の排除）

1 交換者は、次の各号の事項を確約します。

(1) 自らが反社会的勢力等ではないこと。

(2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。

(3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本交換取引を実施するものでないこと。

2 交換者が前項の規定に違反した場合には、発行元は、何の催告を要せずして、本規約を解除することができ、交換者への交換の凍結その他発行元が適切かつ必要と判断する処置を行います。

#### 第12条（準拠法・裁判管轄）

本規約又は本交換取引に起因し又は関連する一切の紛争については、バンコク司法裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

平成30年3月1日 制定